

監査の結果により講じた措置の内容について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、神奈川県教育委員会教育長から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、次のとおり公表する。

令和 7 年 8 月 13 日

神奈川県監査委員 大 竹 准 一
 同 吉 川 知恵子
 同 中 家 華 江
 同 柳 下 剛
 同 斉 藤 たかみ

1 措置の対象となった監査の結果

令和 6 年 10 月 9 日神奈川県監査委員公表第 12 号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会分 1 か所に係る 1 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立愛川高等学校	令和 6 年 8 月 29 日（令和 6 年 5 月 16 日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、就学支援金の申請書類の保護者からの提出が遅れたことにより就学支援金を充当することができず収入未済となった令和元年度の授業料 1 件、29,700 円について、その後、文部科学省へ過年度に係る実績報告書の訂正を行うことにより追加支給を受ける必要があったにもかかわらず、令和 5 年 12 月まで当該実績報告書の訂正を行っておらず、追加支給の手續が著しく遅れていた。	不適切事項については、学校及び財務課の文部科学省への実績報告訂正手續に係る情報共有や進捗管理が不十分であったことによるものであり、文部科学省からの追加支給を受け、財務課から再配当された後、令和 7 年 4 月 7 日に授業料への充当が完了した。 今後は、このようなことがないよう、複数職員による確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。